

異常な委嘱の実態

教職員の意向を無視した委嘱の決定 学校の自主性が破壊される

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2013. 5. 10 (金)
No. 200



3月15日、浦和区のK中学校で、卒業式後の片付けが終わった後、職員集会がありました。校長からあいさつと卒業学年の主任からのあいさつがあり、その後、研修主任から「次年度市の委嘱を受けたい」との発言がありました。卒業式が終わったばかりの職員集会での突然の発言で、意見を交わす余裕もない状況でした。管理職からは一言もありません。

次の週に組合員が校長と交渉し、「教職員での論議が全くない」「再度論議する時間を保障すべきだ」「経緯を説明して欲しい」と話しました。校長の話から以下ことが判明

校長は職員意向を勘案していない

毎年、市教組は教育委員会との団体交渉で「委嘱は教職員の意向を聞いて決定すること」

次年度のことは話し終えていた

K中学校では次年度の校内研修の話し合いはすでに終わっていて、校長は窮余の策として、急遽、研修担当で検討させ、企画委員会で承認を取り、期限の15日の職員集会で研修主任から報告させました。平たく言えば中学校での委嘱を出すための市教委の指名です。

3月11日に市教委から話があった。中学校の委嘱の希望が無く、K中学校で（委嘱を）受けて欲しい。15日までに回答をしなければならなかった。

を要求しています。市教委は「校長が教職員の意向を勘案した上で希望したもの」と認識している」と回答しています。

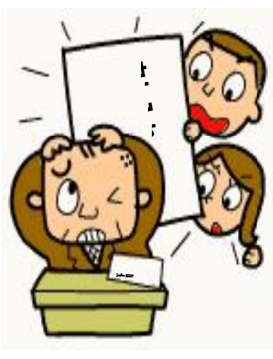
今回の件では、校長は教職員の意向を把握することをしています。

管理職の暴行を許すな

新年度が始まり二日目の4月2日、桜区のK中学校の校長が、歓迎会に遅れた若手教員の腹筋を殴るといふことが起きました。

この件については組合への匿名の告発もありました。市教組は教育委員会に事実の確認と厳正な処分を求めました。

市教委の処分は「減給十分の一」というものです。校長から腹筋を殴られた教員は今後も校長と顔をつきあわせて働かなければなりません。他の教職員の気持ちも納得いくものではないでしょう。とても信頼できる上司とはいえません。市教組は最低でも「配置換え」が当然と考えます。



K中学校在任3年目の校長は、それまでもいくつかの目に余る言動を繰り返し、市教委には教職員からの苦情と相談があがっていました。校長は日常的に教職員を怒鳴り、「役立たず」等の暴言を繰り返

していたといえます。市教委が学校に足を運び指導に入っていたことも判明しています。

ところが今回の不祥事です。市教委の処分は「減給十分の一」というものです。校長から腹筋を殴られた教員は今後も校長と顔をつきあわせて働かなければなりません。他の教職員の気持ちも納得いくものではないでしょう。とても信頼できる上司とはいえません。市教組は最低でも「配置換え」が当然と考えます。

普通であればあり得ないようなことが起きています。パワハラを受けているのは、若手の教職員、臨任者、市費臨時職員等、立場の弱い人たちです。

パワハラを解決するための機関として学校にセクハラ・パワハラ防止委員会が設置されていますが、法的には法務省人権擁護委員会や人事委員会への告発も有効です。泣き寝入りは絶対に止めましょう。犠牲になる人が増えるだけです。

今回明らかになったことは、市教委が委嘱を迫っていることです。学校が主体的に委嘱を受けているものではありません。さいたま市教委は、毎年、新しい指定研修を作っています。新しい施策を決めては、一方的にモデル校や研



研究指定の大幅削減

さいたま市の研究指定や委嘱の在り方は正常とは言えません。県教委は、学校の負担軽減のため、研修の見直し、研修委嘱の削減を



究校を決めています。このやり方は「先に委嘱ありき」で、教育課程の編成権が学校にあることを全くないがしるにするものです。

市町村教委に協力依頼しています。さいたま市教育委員会も研究指定や委嘱を大幅に削減すべきです。